

令和2年9月17日制定
令和4年6月23日改正

特定非営利活動法人原子分子データ応用フォーラム

会費に関する細則

(1) 入会金

正会員 1口 1,000 円(1口以上)
準会員 0円
賛助会員(個人)10,000 円、(団体)10,000 円

(2) 年会費

正会員 2,000 円
準会員 0円
賛助会員(個人)1口 10,000 円、(団体)1口 30,000 円(1口以上)
(1年間)

(3) 会費その他の費用の納入の猶予期限は1年以内とする。

(4) 賛助会員団体に属する正会員の年会費は、賛助会員一口につき1名分免除する。

(5) 本細則の変更は総会出席正会員の3分の2以上の同意により決する。

付則 この細則は令和2年10月1日より実施し、令和2年度より適用する。

付則 この細則は令和4年7月1日より実施し、令和4年度より適用する。